

裁判迅速化法案(仮称)に関する基本的見解

1 裁判迅速化に関する日弁連の基本的見解

民事裁判において国民の権利・利益が充実した審理により適正・迅速に実現され、刑事裁判において被告人の権利が適正に守られつつ迅速に刑罰権が行使されることが、今日の裁判に求められるもっとも重要な要請である。

司法制度改革審議会の意見書が「民事裁判制度については、まず適正・迅速かつ実効的な司法救済という観点から民事裁判を充実・迅速化すること」、「刑事司法の目的は、公正な手続を通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実現を図る」と述べているのはこの趣旨である。裁判の「適正・充実」と「迅速」は同時に実現されるべきであり、審理を手抜きして迅速化を図ることがあってはならず、審理を充実することにより裁判の迅速化をはかる方策が検討されなければならない。

このことは意見書のかかげる改革課題を確実に実現していくことにもつながるのであって、裁判迅速化法案は「人的、制度的な基盤の総合的な整備推進を図るという趣旨の法律」（顧問会議における佐藤幸治座長の発言）でなければならない、名称も「裁判充実・迅速化法案」とし、次の諸点が盛り込まれるべきである。

2 裁判充実・迅速化法案の骨子

(1) 裁判充実・迅速化法案の掲げる目標

充実した裁判が迅速に行なわれるには、それを可能にするような司法インフラの整備・制度改革および、そのための財政措置が同時に講じられなければならない。

すなわち、民事・刑事の訴訟手続について、2年以内に第一審における手続を終了させるという目標を達成するために、裁判の迅速と充実をともに実現する観点から、充実・迅速化を支える司法インフラを整備する（「司法インフラ増進計画」）とともに、訴訟等の手続を大きく改革しなければならない。

(2) 国の責務

国の責務として、次の2つを明定する。

充実・迅速化を支える司法インフラを整備する、その増進計画を確立し、そのために不可欠な財政面での手当を直ちに実施し、継続する。

充実・迅速を可能にするように民事訴訟法の改正をすすめ、また刑事手続を抜本的に改革する。

(3) 訴訟関係者の努力義務

裁判官・弁護士・検察官などの訴訟関係者は、日本国憲法および民事訴訟法・刑事訴訟法の定めるところに従い、改正・改革された手続・制度を実施し、充実した裁判が迅速になされるように努める。

(4) 検証の実施

計画の立案、法改正をし、そのうえで財政措置にもとづく人的・物的基盤を充実させ、改正された手続に従って裁判を実施する。そして、一定の時期を経た

段階で、司法インフラ・制度面の整備状況および裁判の充実・迅速化の達成状況を検証し、その検証結果を立案にフィードバックし、さらに、再び財政措置および法改正等を行うというサイクルを確立する。

検証の実施主体は、最高裁判所ではなく、訴訟手続を利用する市民と訴訟関係者からなる第三者機関をつくって検証する。

なお、この検証を実施するに際して、裁判の独立を侵害したり、進行中の裁判に影響を与えることがあってはならない。

3 司法インフラ倍増計画

裁判所、検察庁の人的・物的体制の拡充

裁判官、検察官の大幅な増員（すべての裁判所に裁判官を常駐させることは必須である）、また書記官、家裁調査官、速記官、事務官など裁判所、検察庁の職員の増員などの人的拡充と、裁判所の法廷、和解室、準備手続室、調停室、市民の身近な場所への裁判所の設置など施設・設備の物的拡充が、裁判を充実・迅速化させるために不可欠である。

10年後には、法曹人口が現在のほぼ倍に達する。このことをふまえ、明確なスケジュールをたて、10年間で、人、設備、財政措置を、それぞれ2倍にしなければならない。

4 制度的基盤の整備・改革

証拠収集、証拠開示などの整備と手続の改革

民事裁判のうち、医療過誤、建築紛争、労働訴訟、行政訴訟などの専門的事件においては、一方当事者に事実や証拠などの資料が偏っているため実質的に対等な訴訟遂行ができず、そのことが訴訟を長期化させることが多い。

現在、法制審議会において民事訴訟法の改正がすすんでおり、たとえば計画審理の導入のほか、提訴予告通知制度を新設し、当事者照会や裁判所が一定の要件のもとに文書送付嘱託、調査嘱託、判定嘱託、現地調査などができる制度が検討されている。さらに、いわゆるディスカバリー制度を採用するなど、証拠収集手続を抜本的に拡充することが裁判の充実・迅速化のために不可欠である。

行政裁判については、行政側の早期の証拠提出（説明義務）のほか、訴訟要件の大幅な緩和、指定代理人制度の廃止、執行停止の原則と仮命令制の創設、専門的な裁判機関の整備などが必要である。

刑事裁判において、強制捜査権を持たない被告人・弁護人側は事実や証拠を収集するために時間がとられ、また検察官が公益の代表者として強制権限により収集した証拠を被告人・弁護人に開示しないために公判における実質的に対等な防御権の行使ができない状態にある。さらに、捜査段階での供述調書が検察官側の主たる証拠であり、これを争うには密室における捜査過程を立証しなければならないため、裁判が長期化している。また、被告人の身体が長期に勾留されるため、弁護人が被告人との打ち合わせに多大な時間がとられることも長期化の原因となっている。こうした事態を、「全面的な証拠開示」、「捜査過程の可視化」、「保釈の拡大」、「接見交通権の拡充」などによって抜本的に改革することこそが刑事裁判を充実・迅速化させる。

裁判充実・迅速化法のイメージ

< 内容 >

< 立法趣旨 >

国民の権利の十分かつ迅速な
実現、保護のため、裁判の充
実・迅速化を進めるための訴
訟手続を抜本的に改革し、人
的・物的な基盤を整備し、推
進する

一審2年以内終結を目標とする
司法インフラの整備

< 基本理念 >

充実なくして迅速なし
迅速なくして充実なし

司法インフラ倍増計画

国は裁判の充実・迅速化のための
インフラを整備する責務
司法インフラを倍増する計画を立案
(人・物・財政を10年で2倍に)

制度的基盤の整備・改革

・証拠収集、証拠開示などの整備
・捜査過程の可視化など、手続の改革

検証

2年ごとに実施状況等を検証
対象

インフラの整備状況
制度面の整備状況
充実・迅速化の状況

手続

検証結果を国民へ明示し
立案へフィードバックする

主体

訴訟の利用者と訴訟関係者
からなる第三者機関

実施

国は司法インフラ倍増計画を直ちに実施
訴訟関係者は改正された制度・手続に
もとづく裁判を実施

「公正な裁判所の迅速な公開裁判を受け
る」のは被告人の権利(憲法37条)で
あることに留意する。
また、憲法31条は適正手続を定めて
いる。

検証に際して、裁判の独立を
侵害したり、進行中の裁判に
影響を与えることがあっては
ならない。

大阪地裁および大阪高裁の訴訟の実情（報告）

情報開示請求の結果、最近の裁判の審理の実情が明らかになりました。

第1 大阪地裁

1. 民事通常訴訟は10年の間に2割増加（平成4年が1万3873件、10年後の平成13年は1万6756件）。破産事件は、10年で3.42倍。
2. 裁判官の人数は、微減。
本庁民事の判事と特例判事補は5年前の76人が72人に減った。刑事部は、28人が26人に。
3. 平均審理期間はかなり短くなった。
民事は、大阪地裁本庁で、10.7か月が7.7か月に。
刑事は、大阪地裁本庁で、4.4か月が3.9か月に
4. 裁判官の持ち事件は、5年間で4分の3に急減。
5年前は251件。毎年減って、今は195件。
5. 証人調べが減った。
 - ① 本人も証人も調べない事件が激増（10年で事件が2883件増えたが、本人尋問をしない事件が3002件増え、証人を調べない事件は3141件増えた）（証人調べをしない事件は全体の78%であったが、84%に増加）
 - ② 1事件当たりの証人の数は2割減少。本人も証人も1人も調べない裁判が増加（証人は1件当たり0.335人が0.272人に）。
6. 検証と鑑定は、約3分の1に激減。
検証は、52件が毎年減って、17件。
鑑定は、604件が毎年減って、171件。

第2 大阪高裁

1. 高裁の民事事件は1.5倍に増加（10年前の5941件が8880件に）。
刑事事件も、1.44倍に急増（1683件が2423件に）。
2. 審理期間は短縮している（10.0か月が8.4か月に）。
3. 証人調べは急減。
4. 検証は、もともと少ないが、ほとんどゼロに（16件が1件に）。

以上

道内裁判所開廷日一覧

(平成11年6月14日現在)

	地 裁			
	民 事 事 件		刑 事 事 件	
	合 議	単 独	合 議	単 独

札幌地方・家庭裁判所

岩見沢支部	木	火、金	木	月、水
滝川支部		火、水、木		火、水、木
室蘭支部	月	火、金	月	木
苫小牧支部		水		火
浦河支部		(月1回) 木、金		(月1回) 木、金
小樽支部	火	水、金	火	月、金
岩内支部		(月1回) 月、水、木		(月1回) 水、木

函館地方・家庭裁判所

江差支部		毎月第4金※		毎月第4金※
------	--	--------	--	--------

※事務処理上の支障があるときは、変更し、又は臨時に開廷することができる。

旭川地方・家庭裁判所

名寄支部		毎月第2火及びこれに引き続く水、木、金 (火は偶数月のみ)		毎月第2火及びこれに引き続く水、木、金 (火は偶数月のみ)
紋別支部		毎月第2水及びこれに引き続く木、金		毎月第2水及びこれに引き続く木、金
留萌支部		毎月第3水及びこれに引き続く木、金		毎月第3水及びこれに引き続く木、金
稚内支部		毎月第2火及びこれに引き続く水、木、金 (火は奇数月のみ)		毎月第2火及びこれに引き続く水、木、金 (火は奇数月のみ)

釧路地方・家庭裁判所

帯広支部	月	火、水、木、金	月	水、金
網走支部		毎月第1～3火、第4水、第1～4金		毎月第1～3火、第4水、第1～4金
北見支部	木	火	木	水
根室支部		第1、3水、木、金		第1、3水、木、金

道内裁判官員数

(平成11年7月現在)

札幌地方裁判所(本庁)	33名
札幌家裁判所(本庁)	6名
函館地方裁判所(本庁)	7名
旭川地・家裁判所	10名
釧路地家裁判所	7名

他に、事件数や状況に応じて、又、他庁への填補等の事情により変わる。固定的ではない。

(資料、札幌高等裁判所)